

3 歳男児死亡事例について

1 事例の概要

平成 24 年 5 月 31 日、3 歳男児（以下、「本児」と記載。）が自宅で死亡しました。

実母（42 歳）が手首から血を流して倒れているのを帰宅した兄（15 歳）が発見し、連絡を受けた別居の実母の元夫（63 歳）が 119 番通報しました。実母が無理心中を凶ったとみて、警察で捜査していたところ、6 月 13 日に実母を逮捕しました。

2 世帯構成

実母（42 歳）、本児（死亡当時 3 歳）、兄（15 歳）の 3 人世帯 *事例発生時の年齢

3 住所

港北区新吉田東一丁目

4 実母の状況

実母は病院へ救急搬送され、処置を受け一旦退院しましたが、精神的に不安定なため別の病院に入院しました。退院した 6 月 13 日に、警察が実母を逮捕しました。

5 経過

平成 20 年 11 月 28 日	4 か月児健康診査受診。実母自ら精神的な不安定さについて悩みがあるとの訴えあり
平成 21 年 4 月 1 日	本児が保育所に入所
平成 21 年 4 月 24 日	実母が児童相談所へ来所相談（母方祖母との関係不調）
平成 22 年 1 月 14 日	1 歳 6 か月児健康診査受診。実母が「精神的に落ち着かず、自傷行為をしてしまった。」と訴える。区が、実母を継続的にフォローしていくこととする。
平成 22 年 2 月 10 日	区が家庭訪問を実施（1 歳 6 か月児健康診査後のフォロー）
平成 23 年 5 月 10 日	区が状況把握のため訪問。育児の大変さを訴える。実母は「話をしたら少し楽になった」と話した。何かあったら区や「よこはま子ども虐待ホットライン」に電話するよう伝える。
平成 23 年 5 月 13 日	区と児童相談所で、今後のかかわり方を確認（養育支援カンファレンス）。区による実母支援の継続とする。
平成 23 年 6 月 29 日	実母から、3 歳児健康診査未受診で問診票の返信あり 区から保育所に本児の状況を確認し、見守りを依頼する
平成 23 年 12 月 29 日	実母がホットラインに電話 「子どもを殺してしまいそう。子どもを預かってほしい」とのこと。子どもは母方祖母宅にいるとの話であり、傾聴し落ち着いたため終了
平成 24 年 1 月 4 日	児童相談所が区へ電話し、ホットライン入電に関する情報提供 また、区のこれまでの支援内容について確認
同 日	児童相談所が保育所へ電話し、本児の登園を確認

平成 24 年 1 月 6 日	児童相談所が実母へ電話 「年末年始は保育所が休みになることにプレッシャーがあったが、翌日以降は落ち着いた」とのこと
平成 24 年 1 月 10 日	児童相談所が区へ電話し、児童相談所と区で家庭訪問をすることとした。
平成 24 年 1 月 11 日	実母から児童相談所へ電話 「保育所が始まり落ち着いてきたが、児童相談所に相談したことで子どもを施設入所させることになるのでは」と不安を訴える。
平成 24 年 1 月 17 日	実母から家庭訪問キャンセルの連絡あり
平成 24 年 1 月 19 日	児童相談所の受理会議にて支援方針を検討 (結果) ・実母による「身体的虐待の危惧あり」と判断 ・区及び保育所での見守りの依頼を方針決定
平成 24 年 1 月 23 日	児童相談所が実母あて電話 実母の気持ちが落ち着いていることを確認し、子育てが辛くなってしまった場合は、相談や一時保護ができることを伝えた。
同 日	区と児童相談所が協議し、今後は区が訪問することを確認
同 日	児童相談所が保育所に電話し、本児の見守りを依頼
平成 24 年 2 月 20 日	実母が区を訪れ面接実施。実母は「疲れはあるが、精神的には落ち着いている」とのこと
平成 24 年 4 月 3 日	保育所が児童相談所へ電話。担当者不在
平成 24 年 4 月 4 日	児童相談所が保育所へ折り返し電話し、保育所から報告を受ける。 「3 月 31 日に本児が自宅で転び、口の中を 15 針縫うけがをしたが、4 月 2 日元気に登園し食事も問題なくとれている」とのこと
平成 24 年 4 月 24 日	区が家庭訪問実施
平成 24 年 5 月 17 日	実母から区へ電話。「記憶がないが、気づいたら病院にいた。間違っ て薬を多く飲んでしまったかもしれない。今は回復し、落ち着いた。」と のこと
平成 24 年 5 月 18 日	区が家庭訪問実施。不在のため改めて訪問するとのメモを残した。
平成 24 年 5 月 24 日	区から実母へ電話。体調について尋ねたところ「大丈夫」とのこと
平成 24 年 5 月 29 日	保育所が区と児童相談所へ電話 「5 月 15 日夜間に実母が精神的に不安定になり、翌 16 日、本児が欠席。17 日、実母の顔色は悪かったが、その後はいつもと変わらない様子である」とのこと。児童相談所は保育所に引き続きの見守りを依頼
同 日	区が家庭訪問実施。室内はきれいに片付いており、実母は「体調は落ち着いており大丈夫」とのこと、不安定な様子はみられなかった。
平成 24 年 5 月 30 日	実母が保育所へ「木～日曜日で 4 連休（5 月 31 日～6 月 3 日）をとる」と伝えた。
平成 24 年 5 月 31 日	本児死亡

6 今後について

死因の特定等、捜査結果を確認し、外部有識者からなる「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を開催し、重篤事例として検証を実施します。